栃木県コンクリート製品協同組合製品指定要綱

第1条 (目的)

この要綱は、栃木県内で製造販売されるコンクリート二次製品の高品質確保を図るため、栃木県コンクリート製品協同組合(以下、「組合」という。)が製造環境・製品確認検査及び評定を行ない、指定する製品(以下、「組合指定製品」という。)を栃木県公共事業等に安全安心な製品を提供し、各種工事の適正な施工に資することを目的とする。

第2条 (用語の定義)

この要綱における用語を次の通り定義する。

- (1)「共同販売事業」とは、組合定款第7条1号の組合が行うコンクリートニ 次製品の共同販売事業を指す。
- (2)「技術委員」とは、当組合の技術委員会(常任)を構成する委員で、品質管 理技術に富んだ者の中から理事長が選任し委嘱した者を指す。
- (3)「評定委員」とは、当組合の評定委員会を構成する委員で、学識経験と品質管理技術に富んだ者の中から理事長が選任し委嘱した者を指す。
- (4)「工場見取図」、「設備施設調書」、「製造実績調書」とは、組合員が予め作成した準備書類で、組合が保管する資料を指す。
- (5)「JIS認定工場」とは、工業標準化法に基づく工場を指す。
- (6)「学識経験者」とは、大学の土木工学教授及び審査経験者等を指す。
- (7)「行政担当者」とは、栃木県公共事業部門の技術担当者で、栃木県職員を 指す。
- (8) 「T *C C*」(組合指定マーク)は、T *ochigi Concrete-manufacturing Corporation* の略で、当組合が適正と認めた製品に表示する。

第3条 (対象製品)

この要綱の対象製品は、組合が別に定める製品(別記一1)及び組合の共同販売 事業等が取扱う製品とする。

第4条 (組合指定登録の申請)

製品の指定登録を希望する組合員は、指定登録申請書(別記一2)を組合に提出しなければならない。

第5条 (検査の実施)

1.組合は、適正な工場検査並びに製品検査等を実施するため検査官を技術員の

中から指名し、組合員の製造工場に派遣する。

- 2. 検査は、製造環境検査・品質確認検査を製造工場において実施する。
- 3. 組合員は、円滑な検査が履行できるよう品質管理のための構造計算書・試験 結果等、根拠となる資料を事前に検査官に提出しなければならない。また、検 査日程の調整・検査対象製品の準備・検査立会等について、積極的に協力しな ければならない。

第6条 (検査官)

- 1. 組合から検査を命じられた検査官は、組合員が準備した品質管理等の諸帳簿に基づき製造環境検査及び品質確認検査を実施するものとする。
- 2. 1. の品質確認検査は対象製品の外観・寸法・曲げ強度等を確認するため製造工場で実地検査を実施するものとする。
- 3. 新JIS法(平成 16 年 6 月 9 日公布)に基づく認証メーカーについては、製造環境検査・品質確認検査の一部又は全部を、また、新JISマーク取得製品については、品質実地検査の一部又は全部を省略することができることとする。

第7条 (検査結果の報告)

検査官は、検査実施結果を品質検査結果表及び品質実地検査(外圧試験)データシート(別記一3)に取り纏め、製品の品質確保に関わる評価調書(別記一4)を評定委員会に報告することとする。

第8条 (指定製品の評定)

- 1. 組合は、組合員が申請した製品の指定登録を審議するため評定委員会を開催 しなければならない。
- 2. 評定委員は学識経験者・行政担当者・組合理事・技術委員長をもって構成する。
- 3. 評定委員会は各組合員の工場見取図、設備施設調書、製造実績調書等(以下「製造環境調書」という。)第4条の指定登録申請書及び第7条の1の製品の品質確保に関わる評価調書に基づいて、評定委員会運営要領第2条に定める事項について審議し、その結果を組合指定に関わる評定調書(別記一5)に取り纏め理事会に報告するものとする。
- 4.3の評定結果に基づく合否は、別に定める基準を超える評定点を得たものを合格とする。
- 5. 4で合格した製品を組合指定製品とする。
- 6. 組合は、組合員から新製品開発又は改良の要請があった場合、新製品等の指 定登録について、前項に準じて審議・評定し、理事会に報告することとする。

第9条 (評定結果の通知)

- 1. 組合は、第8条の評定結果を申請者に通知することとする。
- 2. 評定委員会が評定の結果、是正が必要と判断したとき、組合は申請者に是正 事項の改善を求めることとする。
- 3. 技術委員は、2の是正事項について再検査を実施し、その結果を評定委員会に報告するものとする。

第10条 (評定委員会の立入検査)

評定委員は、評定事務等の実施にあたり必要と認めるときは、組合員の製造 する製品若しくは品質管理体制等について、立入検査を行うことができる。

第11条 (組合指定企業の登録)

組合は、第8条の3の評定結果に基づいて、指定する製品に適合すると認めた場合は、栃木県コンクリート製品協同組合指定登録証(別記一6)を交付し組合指定企業に登録することとする。

第12条 (組合指定マークの表示)

前条の組合指定企業は、その製造する組合指定製品全てに、組合が定める記号 (「T C C」) を表示しければならない。ただし、一定寸法(0.1 m²/個)以下の製品については、メーカーの定める表示方法によることとする。

第13条 (組合指定マークの有効期限)

組合指定マーク表示の有効期限は別に定める評定点数と指定期間によることとする。

第 14条 (組合員以外の者への指定登録)

- 1. 組合員以外の者が組合指定等を希望する場合は、あらかじめ組合と協議し、 第4条に準じて申請することができる。
- 2. 1の申請を受理した組合は、検査官の指名、派遣等を始め、第5条、第8条 第11条に準じた検査・評定・登録等を行うとともに、申請者に評定結果の報 告及びTCC表示の交付等を行なうこととする。

第15条 (組合員以外の者への指定登録の除外)

組合は、第14条に定めある他、組合員以外の者が意識的に行った行動により 共同販売事業運営に支障を来しているとき、共同販売事業全製品についてTCC 表示の交付を行わない。

第16条 (指定登録の取消し)

組合は、指定登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、評定委員会の審議を経て理事会に諮り、指定登録又はTCC表示の一部を取消すこととする。

- (1) 出荷能力が無いと判断された場合。
- (2) 不正が発覚した場合。
- (3) 納入製品の品質が粗悪で、購入者等からの苦情に適切に対応しないと判断した場合。
- (4) 評定委員会の指示に従わなかった場合。
- (5) T C C 認定制度又は組合事業を否定する行動をとった場合。

第 17 条 (県等への報告)

- 1. 組合は、組合指定製品(以下「T C C 製品」という。)組合指定製品の品質 向上及び適用機能の拡大を目的として、組合指定企業の登録及びT C C 製品の 認定状況を県に報告するものとする。
- 2. 前項の報告は、栃木県県土整備部技術管理課、農政部農村振興課、環境森林 部環境森林政策課及び関係出先機関等に行うものとする。
- 3. 県等以外の利用者からの求めに対しても、1と同様に対応するものとする。
- 4. 組合は、県等から指摘、指導叉は助言を受けた事項については、技術委員会 で審議し、理事会に諮り、その結果を県等に報告するものとする。

附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

- この要綱は、平成20年6月17日から施行する。
- この要綱は、平成21年5月15日から施行する。